平成２４年（フ）第７８８号
兵庫県尼崎市昭和南通７丁目163番地の２グローバル竹馬504号
債務者　山下　有理（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７９２号
兵庫県尼崎市西昆陽１丁目３番29―107号、前住所兵庫県尼崎市西昆陽２丁目９番１号パレ武庫川プルミエールⅠ3036号
債務者　黒木　一利
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第８０１号
兵庫県西宮市薬師町３番33―302号
債務者　土屋　隆盛
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１４号
兵庫県尼崎市東難波町３丁目20番27号ハウディ尼崎430
債務者　寺岡　信清
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１９０号
鳥取県西伯郡南部町原370番地
債務者　後藤　秀之
1　決定年月日時　平成25年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１０７号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永1057番地
債務者　松田　八栄
1　決定年月日時　平成25年１月29日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第８８４号
北九州市門司区小森江３丁目９番10―208号
債務者　﨑山　和廣
1　決定年月日時　平成25年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第９号
北九州市小倉南区若園３丁目１番５―102号
債務者　髙橋　浩一
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１０号
宮崎市清武町今泉乙2864番地１
債務者　新谷　正子
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５１９号
鹿児島県鹿児島市東谷山１丁目36番14号　有川アパート105号
債務者　河野　　優
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２７号
沖縄県石垣市字真栄里217番地１　Ｙ－ＢＯＸヤラブ102号
債務者　嵩原美江子
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２５年（フ）第２号
兵庫県明石市魚住町西岡2200番地の33
債務者　満尾　俊一
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２８２号
富山市鍋田18番33号
債務者　石黒　聖記
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８５号
富山市上二杉186番地５　パナメゾンⅡ棟203号
債務者　田中かおり
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３号
富山市米田すずかけ台２丁目３番24号
債務者　加納　秀治
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９号
富山市東町３丁目２番５号
債務者　畔田　惠子
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８６号
広島県福山市坪生町南１丁目10番６号、旧住所広島県広島市安佐南区祇園１丁目14番７―207号
債務者　隅　　真一
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係